

「月刊社労士受験別冊

勝つ！社労士受験 判例・通達徹底攻略2018年版」正誤表・補遺について

平成 30 年度社会保険労務士試験は、平成 30 年 4 月 13 日現在施行されている法令に基づいて出題されます。本書は、平成 29 年 12 月末日までに確定している法令に基づいて執筆しており、その後の、平成 30 年 4 月 13 日までの事項について以下の事項を掲載いたします。

(最終更新：2018 年 5 月 11 日)

頁	改正箇所	改正前	改正後	更新日
p 121	◆求職者等の個人情報 の取扱い (職業安定法 5 条の 4)	①公共職業安定所等は、 それぞれ、～	①公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者及び求人者、労働者の募集を行う者及び募集受託者並びに労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者(「公共職業安定所等」という。)は、 それぞれ、～	5/11
p 137	◆加給年金額の 加算要件(法 44 条 1 項) 囲み 3～4 行目	中高齢の期間短縮措置に 該当する者	中高齢者の特例に該当する者	5/11